

関ヶ原町ヘルパーステーション重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

岐阜県指定 第2172400182号

当事業所は利用者に対して訪問介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援又は要介護と認定された方が対象となります。要介護認定又は要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 設置者 関ヶ原町
- (2) 所在地 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894番地の58
- (3) 電話番号 0584-43-1111
- (4) 設置者氏名 関ヶ原町長 西脇 康世
- (5) 設立年月 昭和 29 年 9 月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
日常生活支援総合事業第一号訪問事業所

(2) 事業所の目的

介護保険法令に従い、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、その居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 関ヶ原町ヘルパーステーション
- (4) 事業所の所在地 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490番地の29
- (5) 電話番号 0584-43-3162
- (6) 管理者氏名 吉森 明博
- (7) 当事業所の運営方針

①この事業は、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス機関等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- (8) 開設年月 平成15年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 関ヶ原町の区域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く） ただし、サービスの提供については営業日以外の日においても実施します。
受付時間	午前8時30分から午後5時15分
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時15分

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して訪問介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
1. 事業所長（管理者）	1	
2. サービス提供責任者	2	
3. 訪問介護員	2	5
(1)介護福祉士	2	3
(2)訪問介護養成研修2級（ヘルパー2級）課程修了者		2

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1)介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、ケアプランがある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

①身体介護

○入浴介助・・・入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助・・・排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助・・・食事の介助を行います。

○体位変換・・・体位の変換を行います。

○通院介助・・・通院の介助を行います。

○自立支援・重度化防止のための見守りの援助

②生活援助

○調理・・・利用者の食事の用意を行います。（家族分の調理は行いません。）

○洗濯・・・利用者の衣類等の洗濯を行います。（家族分の洗濯は行いません。）

○掃除・・・利用者の居室の掃除を行います。（家族の居室、庭等の掃除は行いません。）

○買い物・・・利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。（預金の引き出しや預け入れは行いません。）

[介護予防訪問型介護サービス]

イ. 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月当たり）

(1) 1週に1回程度利用の場合（月5回以上利用）

(2) 1週に2回程度利用の場合（月9回以上利用）

(3) 1週に2回を超える程度利用の場合（月13回以上利用）

【1割負担の場合】

●介護予防訪問型介護サービス(月当たり)・・・平常の時間帯（午前8時から午後6時）

支給区分	週1回程度	週2回程度	週3回以上
利用料金	11,760円	23,490円	37,270円
うち、介護保険から給付される額	10,584円	21,141円	33,543円
自己負担額	1,176円	2,349円	3,727円

【2割負担の場合】

●介護予防訪問介護サービス(月当たり)・・・平常の時間帯（午前8時から午後6時）

支給区分	週1回程度	週2回程度	週3回以上
利用料金	11,760円	23,490円	37,270円
うち、介護保険から給付される額	9,408円	18,792円	29,816円
自己負担額	2,352円	4,698円	7,454円

【3割負担の場合】

●介護予防訪問介護サービス(月当たり)・・・平常の時間帯(午前8時から午後6時)

支給区分	週1回程度	週2回程度	週3回以上
利用料金	11,760円	23,490円	37,270円
うち、介護保険から給付される額	8,232円	16,443円	26,089円
自己負担額	3,528円	7,047円	11,181円

ロ. 1月当たりの回数を定める場合(1回当たり)

※短時間の身体介護中心の利用の限度額は、利用月額料金37,270円(週に2回を超える程度)とする。

【1割負担の場合】

●介護予防訪問型介護サービス(1回当たり)・・・平常の時間帯(午前8時から午後6時)

支給区分	標準的な内容 指定相当	生活援助中心 20分以上 45分未満	生活援助中心 45分以上	短時間 身体介護中心
利用料金	2,870円	1,790円	2,200円	1,630円
うち、介護保険から給付される額	2,583円	1,611円	1,980円	1,467円
自己負担額	287円	179円	220円	163円

【2割負担の場合】

●介護予防訪問型介護サービス(1回当たり)・・・平常の時間帯(午前8時から午後6時)

支給区分	標準的な内容 指定相当	生活援助中心 20分以上 45分未満	生活援助中心 45分以上	短時間 身体介護中心
利用料金	2,870円	1,790円	2,200円	1,630円
うち、介護保険から給付される額	2,296円	1,432円	1,760円	1,304円
自己負担額	574円	358円	440円	326円

【3割負担の場合】

●介護予防訪問型介護サービス(1回当たり)・・・平常の時間帯(午前8時から午後6時)

支給区分	標準的な内容 指定相当	生活援助中心 20分以上 45分未満	生活援助中心 45分以上	短時間 身体介護中心
利用料金	2,870円	1,790円	2,200円	1,630円
うち、介護保険から給付される額	2,009円	1,253円	1,540円	1,141円
自己負担額	861円	537円	660円	489円

☆ サービスの実施頻度は、ケアプランにおいて、支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、訪問介護計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

☆ 介護予防・日常生活支援総合事業利用料は、利用回数に応じて算定し、月額サービス利用料金を上限とします。

☆ (イ)で算定する場合で以下に該当する時は、日割計算します。

- ・月途中に要介護から要支援に変更となった場合
- ・月途中に要支援から要介護に変更となった場合

- ・同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- ・月の途中での利用者契約開始、解除
- ・介護予防短期入所生活介護の入所、退所

【1割負担の場合】

●加算サービス

加算対象サービス	初回加算(月)
利用料金	2,000円
うち、介護保険から給付される金額	1,800円
自己負担額	200円

【2割負担の場合】

●加算サービス

加算対象サービス	初回加算(月)
利用料金	2,000円
うち、介護保険から給付される金額	1,600円
自己負担額	400円

【3割負担の場合】

●加算サービス

加算対象サービス	初回加算(月)
利用料金	2,000円
うち、介護保険から給付される金額	1,400円
自己負担額	600円

[訪問介護サービス]

【1割負担の場合】

●訪問介護サービス・・・平常の時間帯（午前8時から午後6時）

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体 介護	利用料金	1,790円	2,680円	4,260円	6,240円	900円
	うち、介護保険から 給付される金額	1,611円	2,412円	3,834円	5,616円	810円
	自己負担額	179円	268円	426円	624円	90円

【2割負担の場合】

●訪問介護サービス・・・平常の時間帯（午前8時から午後6時）

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体 介護	利用料金	1,790円	2,680円	4,260円	6,240円	900円
	うち、介護保険から 給付される金額	1,432円	2,144円	3,408円	4,992円	720円
	自己負担額	358円	536円	852円	1,248円	180円

【3割負担の場合】

●訪問介護サービス・・・平常の時間帯（午前8時から午後6時）

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体介護	利用料金	1,790円	2,680円	4,260円	6,240円	900円
	うち、介護保険から 給付される金額	1,253円	1,876円	2,982円	4,368円	630円
	自己負担額	537円	804円	1,278円	1,872円	270円

※20分未満に関しては、夜間・深夜・早朝（午後6時から午前8時まで）に行われる身体介護であること。

【1割負担の場合】

	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	利用料金	1,970円	2,420円
	うち、介護保険から 給付される金額	1,773円	2,178円
	自己負担額	197円	242円

【2割負担の場合】

	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	利用料金	1,970円	2,420円
	うち、介護保険から 給付される金額	1,576円	1,936円
	自己負担額	394円	484円

【3割負担の場合】

	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	利用料金	1,970円	2,420円
	うち、介護保険から 給付される金額	1,379円	1,694円
	自己負担額	591円	726円

☆身体介護に引き続き生活援助を行ったときの料金は以下のとおりです。

【1割負担の場合】

身体介護中心型に引き続いて行う生活援助 中心型の訪問介護の所要時間	20分以上 45分未満		
	身体1	身体2	身体3
サービス利用料金	3,400円	4,970円	6,950円
うち、介護保険から給付される金額	3,060円	4,473円	6,255円
自己負担額	340円	497円	695円

身体介護中心型に引き続いて行う生活援助 中心型の訪問介護の所要時間	45分以上 70分未満		
	身体1	身体2	身体3
サービス利用料金	4,110円	5,690円	7,670円
うち、介護保険から給付される金額	3,699円	5,121円	6,903円
自己負担額	411円	569円	767円

身体介護中心型に引き続いて行う生活援助 中心型の訪問介護の所要時間	70分以上		
	身体1	身体2	身体3
サービス利用料金	4,830円	6,400円	8,380円
うち、介護保険から給付される金額	4,347円	5,760円	7,542円
自己負担額	483円	640円	838円

【2割負担の場合】

身体介護中心型に引き続いて行う生活援助 中心型の訪問介護の所要時間	20分以上 45分未満		
	身体1	身体2	身体3
サービス利用料金	3,400円	4,970円	6,950円
うち、介護保険から給付される金額	2,720円	3,976円	5,560円
自己負担額	680円	994円	1,390円

身体介護中心型に引き続いて行う生活援助 中心型の訪問介護の所要時間	45分以上 70分未満		
	身体1	身体2	身体3
サービス利用料金	4,110円	5,690円	7,670円
うち、介護保険から給付される金額	3,288円	4,552円	6,136円
自己負担額	822円	1,138円	1,534円

身体介護中心型に引き続いて行う生活援助 中心型の訪問介護の所要時間	70分以上		
	身体1	身体2	身体3
サービス利用料金	4,830円	6,400円	8,380円
うち、介護保険から給付される金額	3,864円	5,120円	6,704円
自己負担額	966円	1,280円	1,676円

【3割負担の場合】

身体介護中心型に引き続いて行う生活援助 中心型の訪問介護の所要時間	20分以上 45分未満		
	身体1	身体2	身体3
サービス利用料金	3,400円	4,970円	6,950円
うち、介護保険から給付される金額	2,380円	3,479円	4,865円
自己負担額	1,020円	1,491円	2,085円

身体介護中心型に引き続いて行う生活援助 中心型の訪問介護の所要時間	45分以上 70分未満		
	身体1	身体2	身体3
サービス利用料金	4,110円	5,690円	7,670円
うち、介護保険から給付される金額	2,887円	3,983円	5,369円
自己負担額	1,233円	1,707円	2,301円

身体介護中心型に引き続いて行う生活援助 中心型の訪問介護の所要時間	70分以上		
	身体1	身体2	身体3
サービス利用料金	4,830円	6,400円	8,380円
うち、介護保険から給付される金額	3,381円	4,480円	5,866円
自己負担額	1,449円	1,920円	2,514円

【1割負担の場合】

●加算サービス

加算対象サービス	初回加算(月)	緊急時訪問 介護加算(回)	生活機能向上 連携加算(月)
利用料金	2,000円	1,000円	1,000円
うち、介護保険から給付される金額	1,800円	900円	900円
自己負担額	200円	100円	100円

【2割負担の場合】

●加算サービス

加算対象サービス	初回加算(月)	緊急時訪問 介護加算(回)	生活機能向上 連携加算(月)
利用料金	2,000円	1,000円	1,000円
うち、介護保険から給付される金額	1,600円	800円	800円
自己負担額	400円	200円	200円

【3割負担の場合】

●加算サービス

加算対象サービス	初回加算(月)	緊急時訪問 介護加算(回)	生活機能向上 連携加算(月)
利用料金	2,000円	1,000円	1,000円
うち、介護保険から給付される金額	1,400円	700円	700円
自己負担額	600円	300円	300円

☆利用者がまだ要介護又は要支援の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間(午後 6時から午後10時まで) : 25%
- ・早朝(午前 6時から午前 8時まで) : 25%
- ・深夜(午後10時から午前 6時まで) : 50%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が契約者の負担となります。

② 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。ただし、自動車使用した場合の交通費は、つぎの額をいただきます。

- | | |
|-------------------------|------|
| ・事業所から片道おおむね5km未満 | 200円 |
| ・事業所から片道おおむね5km以上10km未満 | 300円 |
| ・事業所から片道おおむね10km以上 | 400円 |

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は1か月ごとに計算し、ご請求しますので翌月末日までにお支払いください

① 現金による支払い

② 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関: 郵便局 大垣共立銀行 十六銀行 西美濃農業協同組合

(4) 利用の中止

☆利用予定日の前に、訪問介護の利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

☆利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由

がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%

☆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① 交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

「5. 当事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護の実施に関する指示・命令

訪問介護の実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護の実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護の実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護の提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為

② 金銭、又は物品の授受

③ 利用者以外への訪問介護の提供

④ 宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

7. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

関ヶ原町在宅介護支援センター 0584-43-3152

関ヶ原住民課 介護保険係 0584-43-1113

岐阜県国民健康保険団体連合会 058-275-9826

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15

8.虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修等を実施するものとします。

9. 身体的拘束等について

- (1) 事業者は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は禁止します。
- (2) 事業者は、緊急やむを得ない場合、その際の利用者の心身状況及び理由等を記録し、保存するものとする。

10. ハラスメント防止について

当事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続ける労働環境が築けるようハラスメント防止のための指針を作成し、ハラスメント防止に向けて取り組みます。

11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. その他

- (1) 豪雪等急な気象状況の変化があった場合、訪問時間の遅延やサービス提供が休止となる場合がございます。
- (2) 飼育されているペットについては、訪問時には必ずゲージ等の中に入れる等、飼い主の責任において管理をお願いします。

令和 年 月 日

訪問介護の提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

事業者 関ヶ原町
関ヶ原町ヘルパーステーション
説明者職名

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護の提供開始に同意しました。

契約者
住 所

氏 名 印